

鳥取県告示第 526 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町柿原字徳道畑606から610まで、611の1、611の2、612から618まで、字ハチガス谷619から623まで、624の1、624の2、625、626、字ウズキ627から633まで、字馬頭東平634、635の1から635の32まで、字馬頭奥ク636の1、636の3から636の31まで、字馬頭西平637の2から637の28まで、字三尺638から642まで、字サカ落シ643から646まで、字三本杉647から657まで、字木地屋敷平658から663まで、664の1から664の21まで、665から667まで、字本谷668から670まで、671の1から671の29まで、672、673、字炭釜674、675、676の1から676の9まで、677、字白ドコ678から680まで、字倉掛688、字赤倉東平689から691まで、字谷頭692から703まで、字赤倉西平704から707まで、字イツガミ上平731から738まで、字イツガミ下平739から742まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）